

○上山主査 それでは、定刻となりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議第3回「地域連携ネットワークワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

このワーキング・グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からウェブ会議システムを活用しての実施としております。

また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

まずは、本日の委員の皆様の出席状況について事務局から報告をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。厚生労働省成年後見制度利用促進室長の松崎です。本日もよろしくをお願いいたします。

出席状況は、こちらにある参考資料1のとおりとなっております。

なお、倉敷市のほうは途中で退席するというので話を伺っております。

続いて、ウェブ会議における発言方法を確認したいと思います。発言される場合は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用ください。発言者は主査から指名しますので、指名に基づき御発言をお願いします。

「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず、発言希望の御意思が会場に伝わっていないと思われる場合は、ウェブ会議システムの「チャット」機能等で会場へ御意思をお伝えいただくことも可能です。

ただし、原則としては、Zoomの「手を挙げる」機能の使用をお願いいたします。

なお、チャット機能等で記入いただいた内容は、ウェブの画面及び配信動画においても表示されます。この点、御承知おきください。よろしくをお願いいたします。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、議題1「有識者等による報告」に入ります。本日は、「都道府県の役割と機能」に関して3件の報告と質疑応答をして、その後に全体を通じての意見交換を行います。

本日の議題に入る前に、事務局から本日のワーキング・グループに関連する基本計画等の資料などの御説明をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。それでは、説明をいたします。

まず、「検討テーマに係る関係資料」ということでございます。本日は、「都道府県の支援と役割」ということとなります。こちらに御覧いただきますとおり、中核機関が構成する地域連携ネットワークに対して、都道府県がバックアップするといった仕組みになっているところでございます。

次に、「基本計画等に基づき国が都道府県に求めてきた役割」ということであります。

「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。」ということでもあります。

左側にありますのが「中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援」ということで、管内市町村の体制整備状況の把握をして家庭裁判所や県社会福祉協議会、専門職団体等の打合せ、その上で市町村向けの会議を開催する。

そして、中核機関整備・市町村計画策定に向けて具体的な検討を支援するというので、家裁支部単位での連絡会議の開催、広域設置が考えられる自治体間での勉強会開催、そして検討が進まない自治体への個別の助言・指導ということもございます。

「その他広域支援」ということで右手に書いてございまして、市町村や中核機関への専門的助言、先ほど申し上げた家裁や専門職団体との連携も含むということです。

そして、担い手確保や市町村職員等の資質向上ということで、市民後見人の養成推進、法人後見の立上げ推進、そして市町村職員や中核機関職員等の研修ということが掲げてあります。

こちらのほうは、取組状況調査ということで令和2年度にやっているものでして、こういった内容をやっているということです。

併せて、昨年度から都道府県に対してヒアリングを実施してきております。そういった中で、先ほど御覧いただいた内容がやはり市町村の中核機関の整備につながっているということが確認できたということでもあります。

最後に、これは昨年度の3次補正予算ということなんですけれども、いわゆる条件が厳しい山間部、島嶼部等に所在する市町村の中核機関の整備等を進めるためにということで条件不利市町村への専門職派遣、サポート、あるいは相談に対する広域受任体制の構築ということで、国のほうで補助率4分の3という取組もさせていただいたということもございます。

続きまして、基本計画です。基本計画の内容ということもございますが、こちらに沿って内容を確認してまいりましょう。

まずは、6ページであります。「市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行っているが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。」と記載されております。

続きまして、8ページになります。「中核機関の設置・運営形態」というところです。「中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。」

それで、このうちなのですけれども、「ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。」とあります。

そして、9ページであります。「地域連携ネットワークや中核機関の業務については、

専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定にのっとり、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。」とされております。

次に、10ページにいきます。「各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について、必要に応じ都道府県の支援を得つつ、早期に設置し、各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努めるべきである。」とされているところであります。

そして、11ページになりまして、「都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。」

そして、「家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。」ということになっております。

あとは、「各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。」ということでございます。

「その際」ということで、「家庭裁判所との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。」ということになっております。

あとは、「後見等の担い手の確保や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。」ということでもあります。

そして、「都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。」となっております。

「各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。」となっております。

それで、こちらが最後になります。「地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。」ということになっております。

これで、現状の取組に関する状況をレビューさせていただきました。よろしくお願いたします。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、有識者の方の御報告に移ります。

まずは、宮崎県、津田氏からお願いいたします。

○津田氏 皆さん、こんにちは。宮崎県医療介護連携推進室長の津田と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、宮崎県の取組状況について御説明をさせていただきます。

まず本県の概要でございますけれども、市町村数が26ございまして、人口106万人、高齢者の数が35万人弱という状況でございます。

左側の地図を見ていただきましたら分かりますように、南北に長いような地形となっております。

次に宮崎県の申立て件数及び市町村長申立て件数、利用者数の推移でございますが、全国的にも同じような状況でございますけれども、増加をしているということでございます。

本県の特徴といたしまして、令和2年の市町村長の申立て割合が37.1%となっておりますが、もともと申立て件数自体も多いんですけれども、市町村申立て割合が特に高いというような特徴があるかと思っております。

次です。令和3年4月1日現在の本県の市町村の体制整備の状況でございますけれども、【中核機関の整備】につきましては令和3年4月1日で整備済みが50%、3年度予定が30%、8割が3年度末までに整備するとなっております。このときには未定1になっていましたけれども、確認いたしましたところ単独設置が決まりましたので、令和4年度には100%になる予定でございます。

続きまして【市町村計画の策定】状況ですけれども、現在策定済みが30%、3年度予定が35%弱ということで、65%が令和3年度内に策定する予定でございます。

次です。「県内市町村の中核機関の整備状況」につきまして地図で表したものでございます。この真ん中の空白地域につきましても、先ほど申し上げましたとおり、令和4年度での単独設置が決定いたしましたので、全体を見ますと単独設置が半数、広域設置が半数というような状況になっております。

なお、質問いただいておりますが、この空白について専門職団体、専門職の地域偏在において人材不足の状況があり、県レベルでの支援が不可欠と思われるが、その支援体制について現在考えていることを教えていただきたいという御質問をいただいておりますけれども、この地域につきましては専門職が少ないということももちろんあるのですが、それよりもむしろ、このエリアは当初、このエリアの北にあります延岡市の地域に参加する方向で検討いたしておりましたけれども、それが困難になったために、もう一回そのエリア内で検討したという状況です。

結局、それぞれ単独で実施することになりましたが、そういったことで2段階の検討を行ったことから時間を要したということでございます。

なお、専門職につきましては、県全体でも専門職が少なくその中に偏在があるという状況ですので非常に難しい課題だと思っております。広域化でカバーしつつ、今後のバックアップ体制を整備する必要があるのではないかと考えております。

次です。これは基本計画の策定状況でございますけれども、状況としては中核機関の整備状況と同じような状況になっております。

次です。これは、本県の取組についてサマリーとして出したものでございます。「宮崎県におけるこれまでの取組」ということで、ここにあるような5つの取組、そして「今後の方向性」について本日お話をさせていただきます。

次です。それを時系列に並べたものでございますけれども、平成24年ぐらいから研修を社協に委託して実施しております、その後、法人後見受任体制の整備ですとか、28年の利用促進法の成立を受けまして、そこぐらいから議論が本格化いたしまして、29年、30年と市町村支援の検討、市町村への個別訪問という形で積極的な取組を行っているところでございます。

次です。行ったことをもう少し詳細に述べさせていただきますけれども、まず市町村職員研修の実施ということで、これは本県の場合、24年度から26年度にかけて宮崎県高齢者保健福祉計画というものを作っておりますが、その計画の中に具体的に「認知症高齢者支援策の充実」ということでその権利擁護の推進というものを明記いたしまして、そういうことを受けまして平成24年度から市町村長申立ての実務研修、相談対応・支援について社協に委託をいたしまして実施をしているところでございます。

本県の特徴といたしましては、24年度からずっと継続して実施をしているということ、または権利擁護の推進と一緒に実施をしているというようなところかと思っております。

次に法人後見受任体制の整備ということで、背景といたしましてはここに書いてあるとおりなんですけれども、親族後見人の割合が低下をいたしまして第三者後見人の割合が非常に増えてきているという状況の中で、次のページをお願いします。

本県には、非常に専門職が少ない。また、地域偏在があるということで、ここにある赤い濃いところが延岡市と宮崎市、そしてその横の都城市は人口10万人以上の市なんですけれども、こういったエリアには若干いますが、全く専門職がない空白地帯も中山間地を中心に非常に多いというような状況でございます。こういったことを受けまして、やはり法人後見を整備しないとなかなか対応できないというような必要性があったということでございます。

次です。そういったような問題意識を持ちまして、やはり市町村及び市町村社協と意見交換をする必要があるということで、28年度から先ほど言いましたような権利擁護の関係、事業説明会とを併せて意見交換会を各地で実施しております。また30年度からは家裁や専門職等にもオブザーバー参加いただきまして、市町村の取組状況や課題等を協議しているというような取組を行っております。

次です。具体的に先ほど来の課題がある中で話を進めていっているところだったんですけれども、これは状況をやはりちゃんと把握をしてから見える形で説明しないといけないということで、市町村支援の検討をする際に、市町村の実態把握と、市町村の課題の

把握と、また広域的な見地からの支援をどういった形で行えるか、そういったところの検討を29年度から始めたところでございます。

次です。具体的に「市町村の実態把握」ということで、先ほどから申し上げますとおり、課題はある程度見えてはいたんですけども、情報の共有化を図るために市町村や家裁、専門職団体に対しまして外部公表を前提とした調査を実施いたしました。

具体的な内容は下記のとおりですけれども、結果につきましては市町村にはメールで送付をして、各関係団体には各種研修・会議等でお知らせをするということで、皆さんで情報共有するという取組を行っております。

次です。その中で御質問があったところですが、中核機関の機能充実のために受任者としてのみならず支援検討会議で適切な助言が行えるような人材が求められるが、そのようなニーズについてはいかがでしょうかということで、この調査に合わせてそういうお問合せをいただいています。確かに、受任者支援検討会議のための助言などが行えるような人材のニーズは当然あると思いますけれども、なかなか人材不足のために非常に難しい課題だと思っております。

中核機関の機能充実につきましては、体制が整っているところでは専門職に相談できる体制を整備するということがカバーしているところもございますので、それぞれの体制に応じた対応を検討する必要があると考えておりまして、今後の課題だと思っております。

次は、先ほどのものを数値化しただけのものです。

次です。具体的に「市町村の課題把握」につきましても、やはり分かりやすく説明をするために見える化が必要だと思ひまして、現状分析のツールでありますSWOT分析を用いまして課題の見える化をしたところです。

ここにある「強み」というのは、目標達成に向けてプラスになるような内部の要因、左下にある「弱み」というのは目標達成に向けて障害となる内部の要因です。そして、外部要因の「機会」というのが目標達成に向けてプラスとなるような外部の要因で、「脅威」というのが目標達成に向けて障害となるような外部の要因です。

こういった4つのカテゴリーに分けて分析をいたしまして、市町村にもどういった自分のところに「強み」があって「弱み」があるのかというところを明確に示した上で、やはり課題解決にはこういう対応が必要じゃないかというような形で市町村へ分かりやすい説明を加えたところです。

次です。市町村への支援の検討ということなんですけれども、やはりなかなかこの課題というのが単年度で終わるものではないということで、また、その担当者1人だけではなかなか負いきれない部分もございますことから、こういった長期的なスパンで、このとおりになるかどうかは別といたしまして、そのときにこういったスパンで検討してはどうかということで、担当内で整理を行っているところでございます。

次です。こちら事業面についてもなるべく長期的な視点から検討をして、なるべく皆

さんと共有できるようにというようなことをやっているところでございます。

次です。いろいろ見える化を行って市町村に取組を促しておりましたが、やはりなかなか課題が多いということで協議が進んでいない状況がございましたことから、取り組みやすい勉強会というような形で市町村の協議の場も県のほうで調整の段階から県のほうで関わっていくということで取り組んだところでございます。

また、協議についてはあくまでも市町村が主催ということで実施をしていただくということと、地域につきましてはなるべく既存の市町村間の連携状況、例えば定住自立圏とか、そういったことを基に市町村が自ら設定をしたというような状況でございます。

次です。これは具体的な各地域における協議の状況でございますけれども、流れとしては初回の段階で大まかな方向性とか全体スケジュールを共有して、その後はそのスケジュールに沿って協議を実施していただくということと、中にはゼロからのスタートのところとか、非常に協議が進んでいる段階のところとか、いろいろな地域がありましたので、特に協議が遅れたところをどうするかということを考えまして、協議が進んでいるところの協議の場に他の市町村の方々にもオブザーバーということで参加をしていただくようにして、一つの模範例というものを作ってそれを全体的に広げていくようなイメージで進めたところでございます。

県としての役割といたしましては、右側にありますようにアドバイザーですとか、勉強会の講師ですとか、ファシリテーター、情報提供というようなことを県としては行ってまいりました。

次は、参考です。

次です。先ほどのお話もございましたが、やはり私どもとしてもいろいろな地域がある中で、「県民がどの地域でも成年後見制度を利用できるような体制整備を目指す」ということで、それを事業として整理したものでございます。年度ごとに各段階でそれぞれ重層的に取り組むことによって、そのような体制整備の実現を目指すというようなことでございます。

この中で1つ質問がございましたが、28年度、29年度、30年度の中ほどにあります市民後見支援員についてのお話でございますけれども、「法人後見支援員（市民後見人）養成研修」というのがありますが、それは一体的に養成して活用を目指していると理解しましたが、両者についての違いがあるのかという御質問をいただいております。

実は、本県では市民後見人が非常に進んでおりませんで、今年の2月に初めて2人誕生したというような状況でございます。ですから、私ども一緒にとりよりも、むしろまずは法人後見支援員を養成して、それが将来的に市民後見につながればというような考えで実施をしているところでございます。

次です。その事業についてですが、将来も含めて行っている事業を参考までに載せております。

次です。最後に、本県の今後の方向性ということで、県のこれまでのスタンスとしては

あくまでも市町村が主体であるというところ、この市町村をいかに後押しできるかというようなスタンスで、県は後方支援に徹するという形で取り組んでまいったところでございますので、まず最初の市町村支援については引き続き継続をしていきたいと思っております。

特に中核機関ですが、中核機関は先ほど言いましたが、令和4年度には全て設置されるという状況になりましたので、今後は各中核機関をいかに連携していくかというようなものについてバックアップができればと思っております。

ここですみません、御質問いただいておりますけれども、中核機関が広域設置された場合について設置自治体にお任せの状況なので、本来はその相談窓口は住民の身近な場にあることが望ましいと思われるので、中核機関設置後の仕組みの見直しや情報提供研修について検討した取組をお聞かせいただきたいというような御質問をいただいておりますけれども、中核機関の広域設置につきましては、先ほど言いましたように市町村が自ら考えたアイデアにおいて行っているという状況もございますので、やはりその設置自治体にお任せにならないように内部でうまく連携をしていただくように働きかけるのが我々の役割かなと思っております。

ただ、先ほども申しましたが、中核機関同士の連携ですとか、そういったバックアップにつきましては大変重要な課題でございますので、そういった情報交換の場を県が提供するとか、もしくはその先進事例を情報提供することによって広げていく、横展開を広げていくというような取組を今後も行っていきたいと思っております。

次に、「市民後見人の選任、活動に向けた支援」ということで、先ほど言いましたように市民後見人はなかなか進んでおりませんので、先ほどの法人後見支援員の活用を今後進めていきたいというふうに思っています。今年度、調査研究事業というものを実施をして、どうすれば活用できるのかというようなことを研究していきたいと思っております。

また、やはり本県の場合、非常に担い手が不足しているような状況がございますので、改めて法人後見受任体制を整備促進させる。さらには、それをどうやってバックアップしていくかというような体制を確立していくというようなことが重要であると思っております。

私のほうからの説明は、以上でございます。

○上山主査 御報告どうもありがとうございます。

それでは、質疑応答に移ります。質疑応答の時間は5分を予定しており、画面にタイマーをセットいたします。また、できるだけ多くの方から質問をいただけるように、質問と回答は簡潔にお願いいたします。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。

まず、久保委員どうぞ。

○久保委員 ありがとうございます。全国手をつなぐ育成会連合会の久保と申します。



御説明ありがとうございました。私どもは知的障害者の団体でございますので、少し御質問させていただきたいのは、今、御説明いただきましたけれども、高齢障害者の職員研修とか、そういうものは割と進めていただいているようですが、今の御説明の中で知的障害、発達障害、精神障害という障害者の方の成年後見制度利用に向けた具体的な取組みみたいなものがございましたら、ぜひお話を聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○津田氏 申し訳ございません。私どものほうは長寿介護課の医療・介護連携推進室ということで、私どもの事業を載せさせていただいております。担当課が違うので、詳細について現在お答えができる状況ではございません。申し訳ありません。

○上山主査 ありがとうございます。また、何かの機会を通じて情報の御提供をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、西川委員お願いいたします。

○西川委員 司法書士の西川です。

法人後見支援員、それから市民後見人の養成について県単位で進めているというお話だったんですけれども、養成研修、フォローアップ研修を県単位でやるというのは効率の上でも非常にいいと思うのですが、市民後見人育成事業は養成研修で終わりということではなくて、その後の、例えば名簿の登録だとか、受任調整、推薦といった作業があります。これも県でやっているのか、それとも市町村単位で進めているのか。

さらに、実際に選任されるためには家裁等との情報共有が必要になるのですが、その辺りの作業も県がやっているのか、それとも市町村がやっているのか。その辺りは、どういう考えでどういう方法でやっているかということをお教えいただければと思います。よろしく願いします。

○津田氏 県でやっているのは、お話のあったような研修というか、そういった全体的にまとめてやったほうがいい業務についてやっております。実際の作業については、当然のことながら市町村でやっておられます。

○西川委員 ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

では、青木委員お願いいたします。

○青木委員 青木です。今日はありがとうございました。

市町村申立てが非常に急速に伸びていることが注目される場所だと思うんですが、これは市町村や研修がポイントになっているのか、あるいはそういった事案を相談機関から上げてくるための何か工夫がされているのか。その辺りの市町村申立てが伸びている要因をお教えいただければと思います。

それから、専門職が少ないという中で、例えば法テラスとか、法テラスのスタッフ弁護士、こういった方々との連携みたいなことは検討されているでしょうか。その辺りも、お教えいただければと思います。

以上です。

○津田氏 市町村申立てが増えている状況ですけれども、従来から多かったというのがあるんですが、確かに研修を行って情報が伝わることによってそういった手段に結びつきやすくなったというような状況はあるかと思っております。

あとは、法テラス等のお話ですが、まず私どもで具体的な作業として行っているというよりも、市町村と法テラス等をつないで、法テラスが行っているような会に積極的に参加するような形で私どもも情報をつなぎますけれども、そういったところでつないだ関係を市町村に紹介するとか、そういったような役割で対応しているところでございます。

○上山主査 どうもありがとうございました。

ほかの委員の方、よろしいでしょうか。もし何かございましたら、また意見交換の時間もありますので、そこで関連する御発言をいただければと思います。では、津田さんどうもありがとうございました。

では、次の報告に移ります。大阪府の辰巳氏からお願いいたします。

○辰巳氏 大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課の辰巳と申します。本日はよろしくお願いたします。

大阪府では、令和元年度より「地域における公益的な取組」としての法人後見について検討を開始し、昨年度は研究会等を実施し、スキームの構築や各機関とのすり合わせを行ってまいりました。今年度は実際に取組をスタートさせ、受任に向けて事業を実施してまいります。

それでは、大阪府での現状、制度の利用状況の後、具体的なスキームや今年度のスケジュールについて御説明いたします。

全国的な傾向ではありますが、大阪府でも成年後見制度の対象となる「認知症高齢者」「知的障がい者」「精神障がい者」等の増加が見込まれています。認知症の高齢者だけを見ても、2015年の約32万人から2040年度には53万人と21万人の増加、現在のおよそ1.6倍に増加することが推計されています。また、同居、または近居の親族がいない「高齢者の単独世帯」や「高齢者夫婦のみの世帯」も増加傾向にあります。

2020年以降、全体の世帯数としては減少する中で、高齢者単独世帯は増加、高齢者世帯もその数を維持していくことが見込まれています。

特に生活保護受給世帯のうち高齢者世帯等の割合が増加し、これによって成年後見制度の利用に当たり、後見の報酬や事務費を本人の資産から支弁できないことを理由に、制度の利用を控えるといった事象が発生しています。

こちらは、平成27年から31年度の生活保護世帯累計の推移です。大阪府では、この5年間で生活保護受給世帯数がやや減少しているんですけれども、逆に高齢者世帯は増えており、平成31年度は受給者世帯全体の58%を占めています。

4、5 ページについては、成年後見制度の厚生労働省の資料ですので割愛いたします。

続いて、現在の大阪府下の成年後見制度の利用状況です。府域における制度の利用者は

年々増加していますが、年間1,000人ほどの増加と、制度のニーズと比較すると少ないという状況です。また、成年後見人等と本人の関係において親族が占める割合は全体の約15%にとどまっています。

最高裁の成年後見関係事件の概要では、全国の親族割合は21.8%であり、それより低く、専門職等による第三者後見が多くを占めています。今後、核家族化等による親族後見人の減少や専門職後見人の人数にも限りがあり、担い手不足が懸念されています。

市民後見人養成の状況です。大阪府では、全ての府民が居住地に影響されることなく、誰もが成年後見制度を利用することができるよう、市町村に参画を働きかけ、市民後見人の養成及びその活動を支える取組を推進しています。

ただ、現在は21市、政令市を含めても23市にとどまっており、府下43市町村全域での実施には至っていません。参画していない市町村からは、担当業務多忙のため利用促進自体の優先順位が低い。人員、財源不足などの理由が挙げられています。また、講座を受講後、バンクに御登録いただいても、受任される前に70歳という年齢制限に伴い退会される方も多く、令和2年8月時点で登録者数は213名と多くありません。今後、地域の実情を踏まえた効果的な担い手の確保が求められています。

大阪府としては、これらの状況を踏まえ、後見制度の担い手の確保はもちろん、本人に寄り添った「身上保護」を重視した支援が求められることから、後見活動における福祉的知識を有していることの重要性を感じておりました。

一方、社会福祉法人には、社会福祉法の改正による地域社会への貢献が求められていたことから、社会福祉法人に対して事業提案をしたところ、御協力を得られることになりました。

ここに記載しております「大阪しあわせネットワーク」につきましては資料の最終ページに参考としておつけしておりますが、府社会福祉協議会とその会員である社会福祉法人約1,500施設で構成される「オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業」です。大阪では、古くから相互に支え合い、地域で困っている人に手を差し伸べるといった文化が醸成されており、「大阪しあわせネットワーク」もその一つとして、制度のはざまにある地域の課題やニーズに対し、専門性や強みを生かした取組をしておられます。詳しくは、こちらの事業概要を御覧ください。法人後見につきましては、2の様々な地域貢献事業として実施、各部会において今年度の事業計画にも御記載いただいております。

それでは、「地域における公益的な取組」としての法人後見の具体的な御説明をいたします。

こちらが「全体スキーム」になります。

まず、中心にある社会福祉法人に対して、左上にある大阪府から委託を受けた大阪府社会福祉協議会が①職員の養成研修を案内し、②社会福祉法人職員に研修を受講いただきます。この研修を職員が受講した法人が、下の大阪府へ、③登録申請します。これを大阪府が受け付け、登録申請を一覧にし、④大阪府から市町村、府社会協議会へそれぞれ登録一

覧の提供を行います。

続いて、図の右上、後見制度利用を希望される御本人、親族及び支援者等から、⑤申立て相談を市町村等が受け、⑥申立て支援を行います。市町村等が法人後見が適当と判断した場合、大阪府が④で提供した一覧から法人を選任し、⑦受任調整を行います。この市町村等が判断した法人が適切であるか、第三者からの意見を聴取する場として、⑧受任調整会議の開催を府社会福祉協議会に依頼します。こちらの会議の委員は、学識及び三士会を予定しています。

この受任調整会議で、法人後見が適当と判断された場合、申立て書の推薦人として記載し、⑨家庭裁判所へ申立てを行います。その後、⑩審判確定を受け、⑪法人が選任され、⑫法人が後見支援を開始します。

以上が、簡単な全体スキームになります。このスキームを検討する中では、家庭裁判所と様々な事例の検討を行うなど、意識のすり合わせを行っております。

また、家庭裁判所からの選任を受けた後、実際の後見活動を行っていただく中で、初期は準備書面等が多くありますので専門職の相談の機会を設け、必要書類や被後見人との関係作りを実施いただきます。

その後、定期報告等の際にも専門職との相談の機会を設けることや、ほかの後見活動を行う市民後見人との情報交換の場を設けることも検討しています。

意思決定支援については、研修の項目やバックアップ研修等で盛り込むことを検討しています。

続いて、「各主体の主な役割」です。

本事業の実施主体は大阪府で、総合調整及び登録事務を行います。

府社会福祉協議会は大阪府の委託を受け、研修や専門家との調整と実務を行います。

市町村の役割は、国の基本計画にある地域連携ネットワークの機能を基に、中核機関等の委託先を含め、分担していただきます。1の「養成」にかかる部分は法人所在地の市町村が、2の「活動」にかかる部分は原則要支援者の居住地の市町村が対応することになります。

ここで課題になったのが、市民後見人養成事業に参画していない市町村にとって、法人の後方支援を行うということは荷が重いのではないかとという点が挙がりました。実際、養成事業に参画していない市町村では成年後見制度の必要性に対する理解が低く、首長申立ての件数も人口や高齢者数と比して少ない傾向が見られます。この課題に対しては、大阪府と府社会福祉協議会でフォロー、バックアップを行うということで、市町村と伴走しながら法人の支援を行っていき、同時に市町村には成年後見制度に関する経験を積んでいただきます。成年後見制度の必要性を肌で感じて御理解いただくことで、市民後見人養成事業も前向きに御検討いただけるのではないかと考えています。

また、実施初年度である今年度については、受任した法人を支援する市町村を対象にモデル事業の実施も検討しています。実際に法人支援をする上で過不足のあった部分など、

一から事業に参画した市町村の気づきを反映させ、次年度以降でブラッシュアップしていきたいと考えています。

以上に加えて、専門職や家庭裁判所等、様々な主体が連携協力しながら取組を支援していきます。

「制度の担い手確保にかかる方向性」です。大阪府では、全ての府民が居住地に影響されることなく、誰もが成年後見制度を利用することができるよう、制度の担い手確保に努めています。市町村に向けて、引き続き市民後見人養成事業への参画を促進しつつ、法人後見事業も併せて実施していく予定です。

事業実施に当たって、市町村に対しては本事業に参画し、先ほど申し上げた市町村の役割、法人後見人の養成や活動支援を担ってもらうよう働きかけます。また、後見人等候補者の検討・選定を行う際は、まずは市民後見人の選定を優先的に検討することとしています。

「法人後見バンク登録までの流れ」です。

先ほどの11ページの全体スキームの中で言えば、①から④、研修を受講、大阪府へ申請し、登録されるというところです。

主な手続きの流れは、①府社協から法人へ研修の案内、受講者推薦依頼、②社会福祉法人の長は「法人後見専門職員養成研修」の受講職員を推薦し、研修を受講、③研修の受講修了者に対して修了書を交付、④社会福祉法人は「法人後見バンク登録」に申請し、大阪府は申請に基づきバンク登録を行うとなります。

研修の受講対象者は、大阪府内に所在する社会福祉法人が推薦する職員となります。年齢や資格要件は特になしとはしておりますが、社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知見のある方が望ましいとは考えています。

また、研修の内容ですが、福祉関係職員であることから後見の実務的なところが中心となっています。こちらは、国等の市民後見人の養成ガイドラインなどを中心に作成し、昨年度の研究会で御意見をいただいたものです。

法人後見バンク登録に当たり、この養成研修を終了した職員1名以上の配置が必須となりますが、法人後見活動自体はその法人の職員であれば養成研修を終了した職員以外も行うことができます。専門的な知見を持たない方が養成研修を受講され、この3日間の研修内容では実際の実務を行うのに不安を感じられるということも想定されますけれども、養成研修を受けていない専門的な知見のある職員を含めた複数名で法人後見の活動を行っていただくことも可能です。

ただ、大阪府としては、成年後見制度という特性上、法人後見に携わる職員の方には、可能な限りこの養成研修を受講していただくよう推奨していく予定です。管理者の方にも受講いただければ、法人全体として制度への理解が進み、法人後見という複数名で取り組むメリットを、より生かしていただけたと思います。

また、対人関係や障害の特性などに関する研修は、市民後見人養成講座を受講いただく

などのフォローも考えているところですが、こちらは予算的な調整も含め、今後の課題として検討していきます。

具体的なカリキュラムについては、参考として21ページにおつけしております。

続いて「受任対象者」、こちらは地域における公益的な取組として活動いただく方から、生活に困窮されている方、法的な措置等の複雑な支援を要しない方、利益相反の考えから在宅者、もしくは他法人の施設入所者といった方を想定しています。

最後の利益相反については明確なものがなく、引き続き関係者の認識合わせの必要があると感じています。また、法人に対する研修でも、繰り返しこの利益相反の考えは伝えていくということを検討しています。

後見類型の中での専門職後見、市民後見と法人後見の受任対象者イメージ図です。法人後見と市民後見の一部、重なっているところですが、まず市民後見から優先的に検討していきますが、長期的に支援が必要な比較的若い方などに対しては法人である強みを生かし、長期で支援いただくことが期待されています。

また、大阪府では、市民後見人は後見類型のみ受任可能ですが、法人後見では保佐、補助の類型も受任していただきます。

今後の課題として図の左下になりますけれども、複雑な支援を要し、かつ後見報酬を支弁できない方については、現在は市町村からの報酬助成で専門職の方に受任いただいておりますけれども、制度の利用促進が今後なされた場合、今後こういった案件も増えてくるということが予想され、そのとき、どこまで対応いただけるか分からないというのが正直なところです。現場の市町村だけでなく、都道府県としても対応していかなければならないと考えており、ぜひ国の制度的、財政的支援をお願いしたいと思います。

後見活動にかかる全ての経費、事務費等について社会福祉法人の負担とし、報酬付与の申立てを行いません。また、後見業務に関する損害賠償保険に加入することを推奨していますが、その保険料も法人負担となります。

賠償保険の具体的な内容については、現在の市民後見人の賠償責任保険をベースに、独自の保険とする方向で検討予定です。

これらの財政負担については、社会福祉法人の地域における公益的な取組として行っただけですが、法人への過度な負担とならないよう、法人後見バンク登録時に受任可能人数を把握する、受任調整時は社会福祉法人の現況に応じて諾否は可能とするなど、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのない範囲で後見活動を行っていただきたいと考えています。

法人の後見活動に対する支援体制です。大阪府から委託を受けた府社会福祉協議会や市町村等が法人の後見活動を支援する体制を構築していきます。裁判所への提出書類の作成や法律的な事案については、府社会福祉協議会を通じ専門家へ相談、福祉サービスの利用などの日常的な相談は各市町村等へ相談いただきます。また、専門職員の養成研修だけでなく、フォローアップ研修や活動交流会としてバンク登録から受任までのモチベーション

の維持や情報交換の場を設ける予定です。

今後のスケジュール案になります。現在は、まずは参画法人を増やすために施設関係の事業説明に注力しているところです。6月の施設部会総会では、社会福祉法人代表の方々に法人後見への御理解、御協力をいただけるよう事業説明を行い、職員の養成研修への出席について御検討いただきます。

その後、8月に第1回の専門職員養成研修を実施、バンク登録の状況を見ながら10月以降に市町村への説明を行う予定です。

また、来年1月には第2回専門職員養成研修を実施する予定としています。

資料の説明は以上となりますが、この事業を検討していく中で市町村に対して今後の支援をどう行っていくかというところが課題に挙げられました。市民後見人の養成への参画といったことだけでなく、法人活動の後方支援としての日常的な相談対応など、中核機関が設置されていない状況で相談対応の職員の経験不足などが問題視されたためです。

このような中核機関の設置などについては、国のほうからも市町村に対して強く推進していただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○上山主査 辰巳さん、どうもありがとうございました。

それでは、5分ほど時間を取って質疑応答を行いたいと思います。ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。また、質問と回答は簡潔をお願いいたします。それでは、どうぞ。

では、青木委員をお願いします。

○青木委員 青木です。ありがとうございました。

大阪府は専門職も弁護士1,000人、司法書士1,000人、社会福祉士さん500人という2,500人以上の後見の受任体制があり、市民後見人は900人ぐらいが大阪市、堺市、それから大阪府におりまして、担い手としては他の都道府県に比べてもかなり十分な体制がある中で現在推移していると思っています。

むしろ課題は、900人選ばれる市民後見人がなかなか実際には100人前後、今ランディングをしまして、そういう事案が市町村が相談支援の中から上げてこれられないという課題があると思っています。

そういったところで、中核機関がまだかめどが2割ぐらいしか立っていないとか、それから首張申立ても平均よりも少ない数しか上がっていない。そういうところこそが大きな課題ではないかというふうに大阪の現状を認識しています。

そうしますと、都道府県の役割としては、そういった中核機関の設置とか、首長申立ての活性化とか、それから市民後見人が実際に受任できるような事案の掘り起こしというところこそ役割があるのかなと、43のうち21の市町村がやっていて残りのやっていないところについて、いかにして中核機関や市民後見人の活性化を図るかというところは、宮崎県のような取組を参考にしながらというふうに思っていたんですけども、なぜこの段階

において社会福祉法人の法人後見というところに政策課題を持ってきていただいているのか、もう一つお聞きしていて分からなかったものですから、ぜひ教えていただければと思います。

○辰巳氏 ありがとうございます。

法人後見というテーマを取り上げた理由としては、最初の2ページ目、3ページ目で申し上げたような大阪府の現状があるところに法人さんが今後地域における公益的な取組の義務化が行われたという、たまたまそのタイミングがマッチングしたというところはもちろんあるんですけども、検討していく上で、それをすることによって、より市民後見人の養成に市町村が積極的になってもらえるのではないかという点も出てきましたので、そちらに取り組んでいるというところではあります。

○上山主査 ありがとうございます。また関連する問題がありましたら、意見交換のときに御発言をお願いできればと思います。

では、星野委員お願いします。

○星野委員 日本社会福祉士会の星野と申します。よろしくお願ひいたします。

報酬のところ、質問させてください。無報酬を原則とするというところで、例えばよく後見で起こるのは、収支状況が安定してくると報酬を負担できるようになることがあると思うんですが、その報酬が負担できるようになった方に対して後見人の交代などということを検討されることはあるのか。そういったことを行うに当たっては、職能団体や家庭裁判所などとの連携協議が重要になってくるかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○辰巳氏 ありがとうございます。

現時点では、そういった後見人の交代とかりレーに関してはまだ検討が全然できていないという状況ではあります。

ただ、おっしゃることは恐らく想定されることだと思いますので、今後の中では検討していきたいと思っています。そういった団体さんとも連携させていただければと思います。ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

では、最後に中村委員お願いします。

○中村委員 北海道社協の中村でございます。説明ありがとうございます。

担い手問題は大きな問題になってきますので、このような取組を参考にさせていただきたいと思っておりますが、大阪府のように大都市圏であれば複数法人があるということで、先ほどお話ししていた利益相反関係のこともある程度クリアでき、お互いのやり取りも可能だと思います。

ただ、北海道で導入していくとしたら、郡部だとかなり法人数が少ないとか、1つの法人が全て抱えてしまうという利益相反関係が出てくると思います。これは質問というよりも、今後担い手を考える上でこのような取組というものは、やはり進めていくとしたとき



の利益相反関係を含めた様々な問題等について今後考えていきたいと思っています。

それが1点ですが、もう1つは、北海道においても日常生活自立支援事業で地域公益活動で社会福祉法人に参加をいただいているのですが、先ほどの最後のほうのスライドでもありましたけれども、受任時の可能人数を確認した上で通常業務に影響が出ないようにということで考えたら、うちでは法人が大きいと職員が多いので、支援員の活動だとか、そういう取組は思ったより人数を確保できるのではないかと思ったら、結構、介護職員の方はシフトが決まっていて柔軟対応がなかなかできないだとか、そういうことを考えると、基本的には担い手としては相談員とか、ケアマネとか、主任クラス以上というふうになったら、大きな法人であってもなかなか人員の確保が難しいということもあるので、今回、大阪府のこの部分の人員の想定とか、各法人の可能人数の見立てみたいなのがあったら教えていただきたいと思っています。

○辰巳氏 ありがとうございます。

法人の規模に応じた想定というのは、大阪府やそちらの研究会のほうでは具体的に検討はしていないんですけれども、大体持っていた人数としては、専門職員1名に対して2名、マックス2名かなというところでは考えています。

やはりおっしゃっているとおり人員にも限りがあるところで、多大な負担をかけないようにということで考えた結果かなと。大阪府としてはそのぐらいの想定を持っているところですよ。

○上山主査 辰巳さん、どうもありがとうございました。

○辰巳氏 ありがとうございます。

○上山主査 それでは、最後の報告に移ります。香川県の十河氏からお願いいたします。

○十河氏 香川県社会福祉協議会地域福祉課の十河と申します。よろしく願いいたします。

今のお二方は県行政の立場での御発表だったかと思うのですが、私のほうからは都道府県社協の立場でこういった権利擁護の取組に関してどういうふうに関わっているかということについて、そういった視点で御報告をさせていただきたいと思います。

では、私のほうからは今お伝えしましたとおり、都道府県社協の役割、都道府県社協の立場からの御報告をさせていただきたいと思います。まだ構築ができたということではありません。構築に向けた取組の中で見えてきた課題とか、そういったところを中心に説明をさせていただきたいと思います。

まず香川県の状況ですけれども、市町村数、人口等についてはそちらに掲載していただいております。

御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、香川県は実は面積は全国で一番小さい、狭い都道府県でございます。専門職も実は高松市、丸亀市という大きな市にどちらかというと偏っているところではあるのですが、香川県という狭い地域の特性上、1日のうちに全ての市町の皆さんに集まっていたり、そこで協議ができたり、専門職の皆さんも

日帰りです。県内の各市町に行って相談対応をしていただいたりということが可能な地理ということの一つの特徴であるかなと思っています。

その中で、香川県内の今の市町の成年後見制度の利用促進の取組状況というところですが、令和4年度の当初迄に全ての市町で中核機関の設置というところについては今めどが立っている状況ではあります。

ただ、それぞれの市町によって、何をもちょう中核機関と言うのかということに関しては、かなり温度差とか差があるところがございます。中核機関に求められている役割を全てそれぞれの市町で担っているところと、パーツ、パーツで少しずつ積み上げていっているところと混在している状況でありますので、全ての市町で中核機関を整備できたというところは決してゴールではなくて、整備をしたという後にどういうふうにする機能を充実させていくかということが今、課題ではないかなと思っています。

こんな状況の中で、では都道府県社協としてこういった市町の取組にどういったところに関われるだろうかということで次の御説明をさせていただきたいと思っております。

これは、中核機関を設置したり、計画を策定するために作ったネットワークではなくて、もともと県内の権利擁護を推進していくために各専門職団体と社会福祉協議会、それから行政とでどういうふうなネットワークが作れるかということで進んできた取組が、今こうやって利用促進の取組につながってきておりますので、その流れで御説明をさせていただきたいと思うのですが、香川県の特徴としてはまず1点、こちらの右肩にありますとおり、権利擁護に関わる団体のネットワークを平成23年度から作ってきたということ、それからもう一つが香川県内には17の市町がありますが、17の市町社協で権利擁護の取組が比較的以前から進んできたということ、それから3点目が社協の法人後見以外にNPO法人等での法人後見を実施する団体がある。この3つの点が、香川県の特徴ではないかなと思っています。

まず1点目の「かがわ後見ネットワーク」というのが、今回の利用促進の取組に関して一番大きな役割を担っているのではないかなと思っています。こういった専門職であったり、行政や社協の権利擁護に関わる団体のネットワークの事務局を今、県社協で担っているということです。

当初、これはあくまでも意見交換を含めた緩やかなネットワークということで立ち上げたものだったんですけども、その中で具体的に権利擁護のケースであるとか、各市町のいろいろな取組にもっと具体的に協力ができないかということで専門職団体からお声がけをいただいて、無料相談であるとか講師派遣、これは各市町の行政や社協だけではなくて、施設、事業所の皆さん、家族会の皆さんが権利擁護に関するテーマで何か勉強会をしたい、研修会をしたいというときに専門職団体の皆さんが講師として行っていただくといった仕組みです。

そういったことを続ける中でもう一点、弁護士、司法書士、社会福祉士による地域担当制というところが今回の利用促進の取組のポイントだと思っています。このネットワークで協議をする中で、県全体でいろいろなことを協議するのも大事だけれども、実際にいろ

いろいろなことが起きているのはそれぞれの市町であったり、身近な地域でいろいろな課題というのが出てきているので、こういった専門職の皆さんが地域に張りついて、地域の行政や社協や施設と一緒に何か活動することはできないかということで、こちら専門職団体から御発案をいただいて、圏域の設定であるとか人数の設定は団体ごとにお任せをしていますけれども、それぞれこういった地域に張りついていただいて、毎年度この圏域、この地域にはこういった専門職の方が担当しますよということで、皆さんに名簿を作ってください、それを県内全体で共有する仕組みです。

こういったものが各市町で中核機関の協議をするに当たって、この地域担当の専門職の方々が常にそういった協議の場に参加できるような状態にそもそも作っていただいていたというところがあります。ですから、中核機関の協議をする際にも、その皆さんには多大なる御協力をいただいたと思っています。そういった専門職の皆さんと市民後見人の養成の基礎部分の研修を県社協で実施をしていたりします。

こういったところが中核機関の設置に大きな影響があったということと、先ほどお伝えした市町の社会福祉協議会の取組も、日常生活自立支援事業はもちろん17の市町全体で取り組んでいるのと、法人後見につきましても令和3年度には全て17の市町で受任の体制は整ったというような状況です。まだ実際に受任はしていないところもありますので、これからの取組となってきますが、こういった市町の社協でも中核機関の協議に参加したり、市民後見人の養成に協力したりというような体制が少しずつ整ってきているという状態です。

では、次のスライドで香川県内の各市町の中核機関、それから県全体での中核機関のイメージの御説明です。先ほどから皆さんが単独設置、広域設置というような表現をされていらっしゃると思いますが、香川県では全ての市町で中核機関の基礎的な部分は必ず担いましょうということで進めてきました。

ただ、各市町だけで全部を担うということではなくて、各市町だけでやり切れない部分に関しては、県全体のそういった専門職の調整の機能でカバーしましょうというのが香川県の中核機関の取組の状況です。ですから、全ての市町で基礎的な中核といった単独設置の部分と広域設置の部分が併用されている。必ずしも全てが単独ということではなくて、全てが単独と広域の併用ということで進んでいるのではないかなと思っています。

特に各市町のこの基礎中核の部分でいくと、先ほどのお話にもありましたとおり、住民さんの一番身近な地域でしかできないことというのは絶対あると思っているので、各市町で絶対に担っていけるような部分というのは、多分こちらの広報や相談の部分というのが大きいのではないかなと思っていますが、そこに先ほど御説明しました「かがわ後見ネットワーク」の専門職の皆さん、行政や県社協も含めてですけれども、市町が少しこの部分が不足しているなという部分に関しては県全体でカバーをしているというのが現状です。

ですので、この基礎中核の部分、基礎の部分をごとまでカバーするかというのは、実を言うと各自治体によってまちまちです。それを必ずしもここまでは絶対にしましょうと

ということではなくて、それぞれの市町の体力であるとか、これまでの取組を踏まえて、それぞれの市町が一番取り組みやすいのはどういうふうな方法があるのかということの協議を重ねた上で、必要な部分を県全体の仕組みでカバーするということが香川では実施をしてきているということですので、繰り返しになりますが、単独という形だけではなく、単独と広域、両方があるということで香川県の状況を御報告させていただきます。

こういった中で、都道府県社協がこういった役割があるので今までやってきたということを中心とまとめさせていただきました。

県社協は、先ほどお伝えしたように「かがわ後見ネットワーク」の事務局の機能を担っていますけれども、そちらで「支える中核」として各市町の実践につながる全県的な仕組みとか、ネットワークを協議して作って、それをなおかつ地域で活用できるようにつなぎ方をしていくことというふうに思っています。県社協単独ではなく、県社協としてのプラットフォームの機能やネットワークの機能を生かして多職種とか多団体、市町社協、行政の皆さんと協働してやるということを大事にしたいと思っています。

2点目が「複数の市町での共同の取組に向けた調整」ですけれども、これに関しては、香川県内では今、市民後見人の養成を共同実施する複数の市町がありますので、そういった調整を県社協のほうですたりしています。

あとは、人材育成の研修、情報共有の場、情報収集、発信ということですが、今、情報共有の場のところでいきますと、中核機関を立ち上げたところの連絡会議を昨年度から実施をしていっています。取り組む中で、いろいろな課題が出てきています。そもそも申立てが本当に必要だったのかという事例であったり、各団体ともなかなか人がいない中で受任調整をどうしていくのかとか、そういったいろいろな課題が出てきているところです。

こういった取組を実施する中で、県社協はこういったこれまでのネットワークの取組等は県から事業委託を受けていますが、県も一緒に動いていただいています。都道府県社協としては市町の行政に直接働きかけるということではなくて、市町の社協とか専門職との協働を通じてこういった役割を担っていけたらということで、できれば各市町に関しては、県から市町に対する働きかけはぜひお願いしたいということで、いろいろな資料提供であるとか、先ほど宮崎県さんが作っておられたいろいろなニーズの表があったと思いますが、ああいう数字的なことであるとか、成年後見制度の利用支援事業の要綱改正とか、そういったものに向けた動きは県から各市町に働きかけをしていただいています。

課題として、3点挙げさせていただいています。今お伝えした、県と、県から各市町へ、県社協から各市町社協に働きかけるということを続けていたりしています。

この中で、先ほどお伝えしました香川県の特徴のもう一つ、3点目というところで、社会福祉協議会以外の法人後見の取組ということを最後に御報告したいと思います。

こちらについては、県社協で事務局を持っているNPO法人です。先ほどお伝えした「かがわ後見ネットワーク」というのは団体間の緩やかな連携ということを目的として作ったも

のなのですが、これを立ち上げた当時、全ての市町が法人後見をしている状況ではなかったこととか、なかなかどこも引き受け手がない成年後見の事案があったことから、少しそのネットワークを活用して法人後見ができるような団体が立ち上げられないだろうかということで専門職団体からも御相談をいただいて、これは団体が会員ではなく、あくまでも専門職個人でこういった団体に参画をいただいて作っています。現在58件受任していますが、こちらは実を言うと、年々受任ケースが増えています。

ただ、この受任件数は今の香川県社協事務局を担っている体制においては、このぐらいの受任件数が今のところピークかなというふうに思っています。

そういった中で、法人後見している中での考え方ということをしています。こちらは、法人後見ということ考えたときに、県社協として法人後見をするという選択肢もあったかもしれないのですが、香川県においては県社協として法人後見をするのではなくて、専門職団体と協働で法人後見を実施したいということで、専門職に主体的に関わっていただく仕組みを作ろうといったことでこういう法人を作りました。

受任する事案についてはそちらに書いてあるとおりですが、この3点目の法人後見の受任から見えてきた課題をいろいろな中核の取組とかにつなげていくということは大事なことだと思っています。先ほど、件数としてはこれがピークかなというふうにお伝えしましたが、この「後見ネットかがわ」で受けた事案を最後まで「後見ネットかがわ」というNPO法人で受任するのではなく、できるだけその方が住まわれている地域の社協とか、地域の市民後見人さんにもつないでいけないだろうかと考えているところです。できるだけその地域で支える仕組みの一つとして、この「後見ネットかがわ」というものを考えていきたいなと考えています。

最後になりますが、県社協としての今後の課題ということで挙げさせていただいています。成年後見制度だけで御本人の生活を全て支え切れるわけではないので、それ以外の権利擁護、死後事務だったり生活支援、身元保証も含めた、そういった課題を協議する場を作っていきたいと考えておりますのと、そもそも意思決定支援という観点ですごく大事な位置づけだと思っております日常生活自立支援事業、これをやむことなく続けていきたいということと、少し「後見ネットかがわ」の事例からも子供の権利ということで未成年後見の事案も出てきていますので、今、中核は成年後見制度のことが中心ですが、やはり子供の権利ということも今後は引っかかってくるのかなと思っています。

あとは、そういったものを考える上では、担い手と、財源と、県社協の体制整備と挙げさせていただいていますが、財源に関しては国や県からの委託や補助というところはもちろんきちんと求めていきたいところではありますが、やはりそれにはどこか限界もあるのではないかと感じています。できれば、そういった後見を通じて何か御寄附をいただけるのかどうか、そういったことも含めて、遺贈の仕組みも含めて、できたら地元で地域の中でお金が循環する仕組みを考えられないだろうかということ、今年度少し香川県の中では考えたいテーマとして入れさせていただいています。

香川県社協としては、権利擁護のネットワークだけではなくて、災害であったり、居住支援であったり、子供や子育て支援のネットワークということを通じて、県全体のこういった地域共生社会の実現に向けた取組を進めたいと思っております。

すみません、少し長くなりましたが、香川県社協からの報告は以上です。

○上山主査 十河さん、どうもありがとうございました。

それでは、また5分ほど質疑応答の時間を取りたいと思います。ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。質問と回答は、簡潔をお願いいたします。どなたからでもどうぞ。

いかがでしょうか。御意見、御感想等でも構いませんが、何か御発言の御希望がある方がいらっしゃいましたらよろしくをお願いいたします。

永田委員、お願いします。

○永田委員 そうしましたら、せっかくの機会ですので私から御質問させていただきます。

よくあるパターンとしては、結局、都道府県が場作りをして、市町村が話す機会を作っても、最終的には市町村が決めることなのでという形で、なかなか都道府県が音頭を取っての体制整備が進んでいかないということがあるのではないかと思うんですけれども、香川が先ほどおっしゃっていたような緩やかな合意形成ですね。市町村さんが基本的な中核機関整備をしていく。それで、かっちりとは決めないというふうにおっしゃっていましたが、市町村さんはそういうふう決めて、都道府県域の機能と組み合わせながら体制整備をしていこう。こういったことについて、この緩やかな合意形成というものを市町村と、特に市町村行政のほうとどういうふうに図ってこられたのか。もしくは、全ての市町村とはそういうふうな形ができていいのか、いないのかというところを含めて教えていただきたいです。

あとは、この取組について県行政がどれぐらい関わっているのか、どういう関わりをしてくださっているのかというのも教えていただければと思います。

○十河氏 ありがとうございます。

各市町の理解も様々だと思っています。ですから、実を言うと一律、同じ提案の仕方はしていません。市町によって、社協が比較的リードするところに関しては社協にアプローチしますし、行政がリードするところに関しては行政のほうにこういった説明をして、そこを糸口に話を広げていっているのも、それぞれの市町ごとにアプローチの仕方を全部変えていっています。

ですから、一律、行政だけに働きかけるわけでもありませんし、できるだけ市町の社協と地元の行政で協議をするところに県社協等が入らせていただいて、その入り口は行政からいくのか、社協からいくのかというのはそれぞれ対応させていただいているかなというふうに思います。

あとは、県行政がどのような形でサポートを実施しているかということに関して、委託事業の一環で財政的な面での支援というのをさせていただいているかなというのと、あとは

先ほどお伝えしたように、ここの市町に関しては社協から話を持っていくよりも行政から話を持っていくほうが良いといったところに関しては県から先に動いていただいて、県のほうから市町に働きかけていただいたり、そこは役割分担というか、それぞれの地域の状況に応じて、社協が出たほうが良いときと行政が出たほうが良いときで協力し合っているというような状況です。

以上です。

○永田委員 分かりました。ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、お手が挙がった順番で、中村委員、住田委員の順で質疑応答をお願いいたします。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 北海道の中村です。どうもいつもお疲れさまです。

1点だけ聞きたかったのが、先ほど基本的には自治体の単独プラス広域というふうな仕組みで、その広域部分、なかなか地元だけでは難しい部分については県レベルで含めて実践していくというのは分かるのですが、このとき一番身近なところにあったほうが良い部分というのは地元で整備してもらおう。設置をしているとのことですが、その場合に、専門職が少ないとか、いろいろな部分で必要なところについては広域サポートをするというときに、県として何かそういう仕組みを作って連携してサポートしているのか、もしくは単独設置をしているところを複数エリアとして、その中で一番頑張れるところを2階建て部分の広域の窓口として作らせて、そこに対して県がサポートしているのか。その辺の仕組みを、もう少し具体的に教えていただければと思います。

○十河氏 ありがとうございます。

実は、窓口に関しては広域設置というのは基本的にしていなくて、全ての市町が窓口ですということにしています。やはり、相談の窓口というのは基本的には地元で身近な自治体でしてほしいということなので、そういうふうにさせていただいています。

ただ、それも各市町によって受け取り方はいろいろなので、専門的な相談がきたときには対応ができないというようなことも言われるところがありますので、それに関しては専門職を派遣してそういった相談会とか、職員の相談も専門職が乗れるよという形にしています。

実は、一昨年度に県社協として、県社協はこういう役割を担うことができますということで、こういった「支える中核」の役割を担いますということで各市町にお伝えをしました。この香川県全体の「支える中核」の中で、それぞれの市町でどの部分が必要なのかという話をぜひさせていただきたいということで、各市町や圏域での協議を続けてきて、そして今の形になったというところなんです。

以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、住田委員どうぞ。

○住田委員 御報告ありがとうございます。担い手のことについて1点お伺いしたいのですが、私たちの地域では法人後見の取組が進まないということが課題です。先ほどの報告では来年度、今年度末には全ての社協さんで法人後見を実施する予定ということでしたが、これまで社協が法人後見を既にやられてきたことの経緯や、全体でどういう働きかけがあったら社協がこんなふう積極的に取り組んでいこうと思われるのか、何か意図的な働きかけがあったのかということについて。それから、県全体として今、担い手がもし課題であるとしたら法人後見、市民後見、専門職後見のどこに力を入れていこうと考えておられるのかということについて教えていただけたらと思います。

○十河氏 ありがとうございます。

社協の法人後見に関しては、基本的に全ての市町で日常生活自立支援事業を実施しています。その中で、やはり一定数、後見に移行が必要な方というのが出てきたときに、それぞれの市町で、専門職にただ渡すだけではなくて、それまで関わった経緯も含めて自分の市町で法人後見をするほうがこの方の権利擁護につながるというケースがどこの社協にも1事例、2事例絶対にあるはずなので、そこをお伝えするようにはしています。

専門職で担える部分がないわけではないので、していただくのは全く問題ないと思うのですが、ここは絶対社協というケースがあると思っているので、そういうケースを引き続き社協としてサポートしていく必要があるのであれば法人後見を考えましょうということが、香川県でこれまで取り組んできたことかなと思っています。

ただ、それをするにしても、やはり経験のない社協だけだとすごく不安があるので、先ほどお伝えした専門職がそこはきちりサポートするよという仕組みは御協力をいただいでできているかというふうに思っています。

あとは、早くから法人後見に取り組んできた社協が何か所かあるので、実は県内の市町の社協もそういった横のつながりが強いこともあって、先に走っている坂出市さんとか丸亀市さんとかがかなり核になっていて、その職員の方に皆さん聞いて進めていただいたりするので、県社協だけが全て問合せの窓口というよりも、やはり近隣の市町で聞き合って取組を進めていただいているので、その力はすごく大きいなと思っています。

担い手のどこに力を入れていくかということに関しては、実はそこは今すごく大きな議論になっています。実は、専門職団体からも、かなりキャパはいっぱいいっぱいだという話が出ています。社協の法人後見も、これ以上たくさん増やすということがなかなか現実的ではない。市民後見人が急に100人、200人誕生するわけではないので、実はここに関してはどこか1か所に力を入れるのではなくて、例えばレー方式で後見人の交代をしやすい仕組みを作っていくとか、もしくはちょっと費用のことが関係するので全部そのとおりにはいきませんが、複数後見でやはり1か所に負担がかかり過ぎないように考えていったほうがいいのではないかなという御指摘をいただいています。

ですから、どこかだけを重点的にというよりは、やはりみんなで協力していくしか今は



ないと思っておりますが、ただ、それにも多分限界はあると思っておりますので、ここに関しては継続した協議が必要だと思っております。

以上です。

○上山主査 十河さん、御報告どうもありがとうございました。

それでは、次の議題である意見交換のほうに移っていきます。本日の「都道府県の役割と機能」に関する有識者からの御報告や質疑応答の全体を通じて、委員の皆様から御発言をいただきたいと思っております。

時間の都合がありますので、お一人3分以内でお願いいたします。画面のほうに、残りの持ち時間が分かるタイマーをセットしています。これを御確認いただきながら、御発言をお願いいたします。どなたからでも結構です。Zoomの「手を挙げる」機能で、挙手をお願いいたします。

では、新井委員をお願いします。

○新井委員 中央大学の新井です。

今日は、宮崎県、大阪府、香川県社協のお三人のお話を聞いて、基本計画が着実に履行されているように感じて非常に心強く思いました。

それで、少し私が気になった点が1点あります。それは何かというと、成年後見制度は法定後見と任意後見の車の両輪で、世界的にも任意後見を重視しようと、意思決定支援の立場からも任意後見が活用されるべきであり、基本計画もそういうことを強く言っているわけですね。

しかし、今日のお三方のお話では任意後見に対する言及というのが全くなかったと言ってもいいと思うんです。大阪府の資料にだけ、「任意後見」という言葉が1か所あっただけです。

それで、お三人にお聞きしたいのですが、任意後見ということについてどういうふうにか考えられているのか。やはり、任意後見にいくまでにはまだまだ何か大きな障害があるのかどうかという辺りを率直にお聞きしたいのです。それで、もしやるとしたらこういうふうになればいいのではないかという提言もあればお聞きしたいんです。やはり基本計画の大きな柱は任意後見の推進ですので、ぜひ現場の皆様からその任意後見を動かすためのメニューといいますか、知恵といいますか、工夫といいますか、そういうものを教えていただきたいなというのが私の3人に対するお願いです。

順番にお答えいただければ、大変ありがたいと思っております。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、御報告の順番という形で、まず津田さんお願いいたします。

○津田氏 津田でございます。御質問ありがとうございます。

任意後見につきましては、本日は行政としての役割という立場でお話をさせていただいたので、行政としての関わりで考えると任意後見というのは、正直言うと広報ぐらいの話なのかなということで、今回は都道府県の役割ということでお話をさせていただきました。

以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、辰巳さんお願いできますか。

では、先に十河さんお願いします。

○十河氏 実は、香川県でも任意後見をもっと推進できないのかという課題は出てきています。すみません、今日の報告の中に入れておりませんが、実は市町の社会福祉協議会のほうに任意後見が受けられないかという相談が最近よく寄せられているという話をお聞きしています。

それで、まだ社会福祉協議会の中で任意後見をどういうふうに進めていくかという協議が十分できていない状態でしたので、それに関しては今年度、社協が任意後見を受けるとしたらどういうふうにやれるのかという協議を今年度スタートさせる方向で考えています。

任意後見をどんどん受けていくかどうかというのは、これからまだ十分議論が必要だと思うのですが、そういった任意後見に関して進めていく必要があるという認識はあります。

すみませんが、今の段階でこれをやっていくに関してこれが障害だということはないのですが、1点、財産がすごく多い方ばかりではなくて、どちらかというとなかなかそこに頼れなくて、最後に自分がどういうふう以最期を終えていくのかという心配を地元の市町の社協さんに寄せられる方が最近増えているというお話でしたので、そういった中で社協らしい任意後見の在り方というのはどういうことがあるのかということをもっと考えていきたいと思えます。

すみません、お答えになっていないかもしれませんが、以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

大阪の辰巳さん、もしコメントがあればお願いします。

○辰巳氏 大変失礼いたしました。いただいた御指摘は大変鋭い御指摘で、大阪府として今後どのように関わられるかというところは検討していくべきところだと思います。現状でお答えできるところがなくて、大変申し訳ありません。

以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、水島委員お願いします。

○水島委員 では、水島から発言させていただきます。

本日は皆様、御報告ありがとうございます。大変勉強になりました。今回、意思決定支援について少し言及がございまして、その点について御報告いただいた皆様に御質問も兼ねて意見申し上げます。

先ほど、香川県社協の方の御報告でも、成年後見だけで完結するものではないし、権利擁護の仕組み、全体の強化が必要だし、意思決定支援も重要であるといった御発言であるとか、あるいは大阪府の方の御報告でも意思決定支援についてバックアップ研修に盛り込

んでいくといったような言及がございました。

おっしゃるとおり、意思決定支援は後見人等だけで完結するものではなくて、本人に関わる支援者がチームとなって取り組むべきであるものと考えられますし、支援者同士が意思決定支援について共通認識を持って臨むということも非常に重要だと思います。それが、ひいては本人にとってメリットになる成年後見制度にもつながるのではないかと思います。

そこでちょっとお伺いしたいのが、現在厚労省で検証をやっています後見等の意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの研修以外に、認知症の人の日常生活、社会生活におけるガイドライン、あるいは障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの研修なども、都道府県向けに国のほうからも提供されていると聞いております。

ほかにも、身寄りがいない人への入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン、こういった数々のガイドラインがあるわけですね。

こういった隣接するガイドラインと言えばいいのでしょうか。意思決定ガイドラインを、私としては都道府県の皆様が主導してプランを組んで市町村の中核機関や、あるいは地域の支援者の方々に適切に伝えて運用を促していくような役割もあるのではないかと思います。現状の取組及び今後の予定としてはいかがでしょうかということが質問の趣旨でございます。お願いいたします。

○上山主査 いかがでしょうか。もしよろしければ、御報告の順番でコメントいただければと思いますが。

○津田氏 宮崎県でございます。御質問ありがとうございます。

意思決定支援ということでございますけれども、現在も法人後見等の研修の中で取り組んでおりますが、これを引き続き今後もやっていくことを考えております。

以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

いかがでしょうか。それでは、十河さんからもコメントがありましたらお願いできますか。

○十河氏 今の段階では、意思決定支援に関して何か都道府県としてできているわけではありませんが、今年度の課題として中核機関を含めた職員を対象にグループワークですね。2月に実施されていた国での意思決定支援の演習があったと思うんですが、あの演習をできたらグループワークできちんと集まって香川県内で実施をしたいということで今、検討しているところです。

以上です。

○上山主査 分かりました。ありがとうございます。

それでは、今の点も含めながら、花俣委員のほうからも少し御発言をいただきたいと思うのですが、お願いできますでしょうか。

○花俣委員 毎回、割込みで申し訳ありません。

今の点というよりも全体を通じてなのですけれども、それぞれの特徴のある前向きな取組の発表があったと思っています。確かに、新井先生がおっしゃったように着実に利用促進に向けた動きが進みつつあるなどということは感じ取れるんですけれども、道のりはまだまだ長いかなということも同時に感じています。

特に、最も気になる課題としては、やはりその担い手の確保ですよね。いろいろな取組があったとしても、ここで大きな壁が立ちほだかっている。あるいは、財源の確保についても同様だと思います。これはもう都道府県レベルだけで解消できるものではないというふうにも考えてはいますけれども、宮崎県については都道府県が抱える課題等がすごく共通したものが多くあったなと思いますし、現状の把握を共有化して具体的なスケジュールに沿って計画が着実に進められている。

大阪府については、青木先生からも御指摘があったんですけれども、既にその養成済みの市民後見人がその有効な活動へとなかなかつながっていないというところが、私もなぜなのかなというのが気になりました。

他の都道府県において、例えば市民後見人をどんどん養成したとしても、ここでつかえてしまったら何にもならないわけですので、この課題についてはもう少し、なぜそうなるのかということをもひも解いていただきたいと思いました。

それからもう一つ、香川県社協さんについては、地域性のあるきめ細やかな取組であったかと思います。これらの取組が他の都道府県にもぜひぜひ波及していくことを期待したい。

例えば、埼玉県もまだそれほど具体的な進み具合ではないと思っていますので、こういう特徴のある取組の中で、それぞれの自治体が自分の県に近いような、都道府県に近いような取組方を、おいしいとこ取りというか、うまく取り込みながらもっと前に進んでいくことを期待したいと感じた次第です。

感想になってしまいましたけれども、私からは以上になります。

○上山主査 どうもありがとうございました。

それでは今、手が挙がっていらっしゃる方々、西川委員、星野委員、住田委員、青木委員の順に御発言をお願いできればと思います。

まず、西川委員お願いいたします。

○西川委員 西川です。現場を直接担当しているわけではない都道府県にできる役割というのは何だろうということに関して、今日は非常に参考になる御意見を伺わせていただいたと思っています。

まず宮崎県ですけれども、ここでは県内の情報ですとか統計の数値を集めて提示する、さらにそこから見えてくる課題を提示するという役割、これは市町村にとっては、ほかと比べることによって地元の特徴、強いところ、弱いところというのが初めて見えてくる。その上でそこを伸ばしていく、あるいは補っていくという課題が見えてくるのかなと思います。そういう役割が県ができる役割なのかなということをお教えいただきました。

それからもう一つ、大阪府の取組からも気づいたんですけれども、やはり都道府県としては仕組み作り、特に市町村が参加しやすい、実践しやすい仕組みを作るというのが都道府県の役割なのかなということなんです。

それから、都道府県と都道府県社協との役割分担ということに関しても、大阪府、それから香川県社協もそうなんですけれども、香川の発表で緩やかなネットワークの事務局を県社協が担当するという話がありました。この辺りは県と県社協の役割分担の一つのモデルだろうと思いますし、県レベルの法人後見あるいはその推進事業の在り方についても一つのモデルを教えていただいているのかなというふうに感じました。

1点、宮崎県又は大阪府に御質問ということになるんですけれども、先ほど宮崎では市民後見人の養成の後の部分は市町村でということだったのですが、その後、実際には受任調整などについて家裁とのやり取りをするという中で、もちろん宮崎のように市町村がそこを担当するという必要だと思うのですが、他方で、なかなか市町村単位で家裁と話をするのは難しいという中で都道府県にできる役割というのがあるかと思っているんですけれども、この点について、現状、それから考えていることについて教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○上山主査 ありがとうございます。

津田さん、いかがでしょうか。

○津田氏 御質問ありがとうございます。

私どもの場合、非常にありがたいことに家庭裁判所が自ら積極的に市町村にアプローチをいただいている状況がございまして、市町村と家庭裁判所が直接話し合える関係を既に築けております。

したがって、私どもに対しても、特にそういったところは問題になるという話は伺っておりませんので、これは非常にありがたいことだと思っています。

以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

では、次に星野委員をお願いします。

○星野委員 今日は、本当にありがとうございました。それぞれの取組の中で、都道府県ならではの役割と機能というのを非常に学ばせていただきました。

特に宮崎県、香川県は、専門職が少ないというところの課題に取り組まれている実践だと思うのですが、私は東京ですが、東京も大阪も担い手がそれなりにいても、もう既にキャパオーバーといいますか、実際に受任が難しいという現状は同じかなと思っています。非常に参考になるお話をいっぱい聞けたと思います。

特に、宮崎県においてはやはり県が市町村をしっかりとバックアップするというものが示されて、令和4年で100%中核、もちろん中核ができればいいという話ではないんですけれども、これはすばらしいなと思います。

あとは、香川県の専門職との関わりというところでは、専門職がどうこれから都道府県

に関わるかというところでは学ぶべきことが多かったと思います。

大阪の御報告については、非常に斬新なお話ということも感じたところはあるのですが、皆様のお話を聞いていて、大阪だけではないんですけれども、後見を受ける方の資産状況によってその担い手を考えるというのはなかなか難しい問題があるなということを感じました。つまり、資産が少ないからとか、資産が多いから専門職とか、そういう考え方はもう難しいのではないかと思います。大阪の取組はとてもすばらしいと思う反面、もしかするとそこで資産がない、報酬が払えない方のニーズが埋もれてしまうおそれがないのかなと、そこで法人で報酬を求めずにやりますという実践でいいのかなといった課題は個人的に感じたところがあります。

すみません。感想のような意見ですが、以上です。今日はありがとうございました。

○上山主査 どうもありがとうございました。

では、引き続き住田委員お願いいたします。

○住田委員 ありがとうございました。

今日の御報告を聞かせていただいて、本当に県や県社協がすごく市町村をバックアップされているということで、とても心強い取組だなというように感じました。その中で、2点、大阪府の御報告からお伺いしたい点があります。

まず1点目ですけれども、お話の中で社会福祉法人が法人後見を担っていく。それで、大阪府が名簿のようなもの、登録一覧というものを作成して、家庭裁判所にそれを提出するとお聞きしました。この場合社会福祉法人だけで、例えばNPO法人が候補者となることを希望し、候補者として推薦してほしいというようなケースがあった場合、中核機関が社会福祉法人以外に、市および府は、それらの法人後見の取組をどのように考えていくのか、また、そこまでは考えておられないのかということをお聞きしたいです。

それから、2つめは裁判所に法人の登録一覧を提出するときに、裁判所が重視するのはお金の管理や不正がおこらないような仕組み等について選任のラインがあるかと思います。その辺りのところまでしっかり把握して登録一覧を提出されているかということをお聞きしたいのが1点です。

それから、もう一つは市民後見の取組ですが、私たちも市民後見を始めるときに大阪に学びに行かせていただき、現在、地域福祉の担い手としての市民後見人の活動をバックアップしています。大阪府では多くの方がバンク登録されていて、その取組は個人受任を基本とされていますが、例えば日自の支援員または、法人の支援員になりたいなど、市民後見人自身がどういう場に参加していきたいのかという思いが変わるときに、活動のフィールドの広がりなど213名のバンク登録者が70歳で終わりになる前に、何かお聞きしたいなと思いました。お願いします。

○上山主査 ありがとうございます。

今後の課題かなという部分もありますけれども、現状でもしお答えできることがあればお願いいたします。

○辰巳氏 ありがとうございます。

1つ目のバンク登録したものを市町村なり社協なりに名簿を提出して、もし今後、社福法人以外にNPO法人さんとかが候補者で出てきた場合どうするかという今後の展望というところだと思うのですが、大阪府下では中核機関の設置があまり進んではいないという現状があるのですけれども、将来的にこの法人後見を進めていくうちに中核機関も同時に普及は促進していくので、各市町村に行き渡ってきたときには基本的にこのスキームそのものを各市町村に、市なり広域で設置できた中核機関なりに下ろしていきたいと思っています。

ですから、現状のスキームの中ではもちろん無報酬で地域の後見としてやっていただくという形なので社福という形に限定はしていますけれども、その中核機関に下りた後、どういうふうに運用していただくかという形になったときには御判断いただければと思っていますので、その際にはNPO法人さんだとか、意欲のあるところがもし手を挙げてくだされば選任していただけたらと思っています。

あとは、バンク登録のところで法人の適性をどの程度まで見ていくのかというところですが、まだそこまでのところがあまり確定していないというのが現状です。どこまで見られるかというところはまだ把握はできていないのですけれども、可能な範囲でほかの府の別の法人の所管課とも協力をして連携してやっていけたらと考えてはいます。

以上です。

○住田委員 ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、青木委員、永田委員の順に御発言をお願いいたします。

青木委員、どうぞ。

○青木委員 ありがとうございます。

今日は、都道府県の役割ということで、なかなか中核機関が思うように設置されない中で、都道府県がどういう役割を果たすかということがテーマだろうと思っていたんですけども、宮崎県の御報告を聞きまして幾つかキーになるような、市町村が中核機関に向けて積極的になるようなキーになる取組が幾つもあったなということを実感しております。

1つは権利擁護の推進ということで、虐待対応やひきこもり、その他、孤独死、そういった権利擁護全般の中にこの問題を捉えて市町村に投げかけをされている。計画も含めてされているというところが大きいのではないかなと感じました。

加えまして、そのための実態調査を市町村や専門職に呼びかけて、各地域における課題が何かということを見える化をした。よくこの間の取組の中で、うちにはニーズがないとか、必要性を感じないという市町村がヒアリングであったのですが、そういったところを見える化をして、実はあるんだということを知って示したということも大きかったのではないかなと感じました。

その上で、市町村の申立て支援を含めた支援を具体的に継続的に続けておられる姿勢と

か、それから個別の懇談を中心にして各地の実情を都道府県を知った上で適切な助言なり仕組みを提案していただくといった系統的な計画をしていただいているところがこうした中核機関100%目指しているというところに近づいている、そういう取組ではなかったかと思えますし、平均的な市町村でしょうし、専門職についてはむしろ少ないような都道府県ではありますが、そういった中でこういった取組ができているということは、逆に言えば各都道府県においても同じような取組ができるのではないかという期待を持たせていただける報告で、ここから幾つもの課題をそれぞれがつかみ取ることができるというふうに感じる御報告ではなかったかと思っています。ありがとうございます。

○上山主査 どうもありがとうございました。

それでは、永田委員お願いいたします。

○永田委員 今日は、皆様ありがとうございました。都道府県の役割については、青木先生がまとめていただいたように、どの事例も大変参考になりました。残り時間もありませんので、1点だけ少し追加で申し上げたいと思います。

大阪府の御発表なんですけれども、大阪府の課題なのかという御指摘はありましたが、スキームそのものとしては社会福祉法人の公益的な取組を活用していくというアイデアは非常に面白いんじゃないかと思って聞かせていただきました。

つまり、社会福祉法人の皆さんが地域で公益的な取組をしていくという機運に、今は法律上もなってきていますので、そののり代を引き出して、法人の皆さんにも後見制度自体を知っていただくということにもなっていきますし、これは他府県でも参考になるプログラムだと言っていいんじゃないと思います。

また、参考までになのですけれども、市町村のレベルの社会福祉法人の地域貢献として、こういったことを検討している市町村もあるということも申し添えておきたいと思います。

また、今日の本題ではないんですけれども、大阪府で広域で市民後見人を養成していて実務のバックアップまで府が行うというスキームをやっているわけですね。ところが、43の自治体のうち21しか乗ってこないということですね。だから、府のほうでいろいろな用意をして土台を作って共通議論を整えても、なかなかそこに乗ってこない市町村がいる。そこをどういうふうにサポートしていくのかとか、その要因がどういうところにあるのか、そういったことを考えていくと、都道府県が行っていくプログラムを考えていくときに参考になるのではないかと思います。

意見です。ありがとうございました。

○上山主査 どうもありがとうございました。

それでは、もし可能であれば久保委員からも今日の御報告について、御意見、御感想等をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。

3つの御報告、大変参考になりました。ありがとうございます。私どもの会でも成年後見のアンケート取りをやりまして、1,300ちょっとの回答が戻ってきておりまして、聞いた



ことよりも自由筆記がすごく多くて、皆さんが成年後見に関心はとても持っておられる、必要だと思っておられるということはひしひしと分かるんですけども、どこにどういふふうにつなげて、我が子のために安心できるのかというところが見えてこないというのが皆さんの親のほうの思いなんだろうと思います。

それで、今日お話を聞かせていただきまして、3つの御報告の中で、本当に後見人が少ないとか、小さな市町でも後見制度がやっていけるのではないかなという一つのポイントといいますか、参考になる部分はお聞かせいただいたのかなと思っています。

それと、法人後見ですけども、本当は法人後見をやりたいと思っている法人もおられるわけなんですね。

ただ、なかなか人材不足と資金不足というのがあって、ある程度の法人は後見人が必要だということはひしひしと感じておられると思うんです。それが、家族にすると、法人後見をやってほしいという家族がたくさんいるわけです。そういう意味では、法人後見が利益相反にならない形でと思うと、たすきがけにするとか、今日お話しいただいたようなみんな登録をしてからやるというような形があるんですけども、法人そのものが後見をやっていこうとなかなか思ってもらえないというのがあるんですね。

だから、その地域の中で法人後見をやりたい法人があってもなかなか進まないということも一つはあるのかなと思ひまして、特に今日御発表いただいたように、法人後見をやったら報酬はありませんよとか、いろいろな研修をやっても自分のところの持ち出しですよという話になると、ちょっと一歩後に引いてしまうという形になっているのかなとも思いますので、その辺はどうしていけば担い手が増えていくのかという辺りがこれからの検討課題でもあるし、ポイントになるのかなということをお聞きさせていただきました。

どうもありがとうございました。

○上山主査 久保委員、どうもありがとうございました。非常に大きなこれからの議論の課題をいただいたかなと思います。

それでは、ちょうど時間もいいところですので、意見交換の時間はここまでとしたいと思います。

本日は、都道府県の役割という形で、比較的これまで議論が薄かったところについてかなり先進的な3つの御報告をいただいたことで、今後に向けた大きな方向性、あるいは大きな課題というのが見えてきたのかなと思います。

それと同時に、今の久保委員の御発言とも関係しますけれども、前回のワーキング・グループでも出ましたが、法人後見の位置づけや市民後見の位置づけ、それから専門職後見、もちろん親族後見の位置づけというものをそろそろ俯瞰的に体系的に考えていく時期なのかなというふうに改めて感じました。

特に、今日の御発言の中で多々出てきていますけれども、実際にはいわゆる困難事例で、かつ、御本人に資力が乏しいというケースが、諸外国の事案を見ても法定後見の領域ではボリュームゾーンとして相当な分量を占めているという実態があるかと思っています。ですの

で、その部分については公的な財源の確保も視野に入れながら、実際にどういう形で全国的な支援体制を組んでいけば、地域で一番ニーズの大きな人たちを取りこぼすことがないようにできるかということ、また皆さん方と改めて次回以降のワーキング・グループでも考えていきたいと思っておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

それでは、本日の議事はここまでといたします。

事務局から、今後の予定などについての御連絡をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。本日も、積極的な御議論をありがとうございました。

第4回地域連携ネットワークワーキング・グループは、「権利擁護支援と包括的・重層的な支援体制」をテーマとしまして、5月6日の午後2時から開催を予定しております。

また、本日の議事録については、速記が起きてきた後に委員の皆様それぞれに確認いただいた上でホームページに掲載しますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは、以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、時間のほうもちょうど16時ということでございますので、本日の議論は以上とさせていただきます。

委員の皆様方、それから御報告者、それぞれ御多忙の中、どうもありがとうございました。